

# 当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 2	当薬局は調剤基本料 2 の施設基準に適合する薬局です。

地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 3	<p>当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算3を算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1200品目以上の医薬品の備蓄</li><li>・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通</li><li>・ 医療材料・衛生材料の供給体制</li><li>・ 麻薬小売業者の免許</li><li>・ 集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上</li><li>・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制</li><li>・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制</li><li>・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制</li><li>・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）</li><li>・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等</li><li>・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集</li><li>・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み</li><li>・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備</li><li>・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出</li><li>・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）</li><li>・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）</li><li>・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制</li><li>・ 要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄</li><li>・ 健康相談の取り組み</li><li>・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止</li></ul>

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3	<p>当薬局ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の調剤を積極的に行ってています。</p> <p>後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準 (直近 3か月の後発医薬品の数量割合 90%以上) に適合する薬局です。</p>

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第二種指定医療機関の指定</li><li>・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知</li><li>・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有</li><li>・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施</li><li>・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応</li><li>・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売</li></ul>

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険薬剤師の経験 3年以上</li> <li>・週 32 時間以上の勤務</li> <li>・当薬局へ 1 年以上の在籍</li> <li>・研修認定薬剤師の取得</li> <li>・医療に係る地域活動の取組への参画</li> </ul> <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>

医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算 3	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる調剤報酬の請求</li> <li>・オンライン資格確認を行う体制・活用</li> <li>・電子処方箋により調剤する体制</li> <li>・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制</li> <li>・電子カルテ情報共有サービスについては今後導入予定</li> <li>・マイナ保険証の利用率が一定割合以上</li> <li>・医療 DX 推進の体制に関する掲示</li> <li>・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置</li> </ul>
医療情報取得加算	<p>薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。</p>

在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 2	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出</li> <li>・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）</li> <li>・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知</li> <li>・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講</li> <li>・医療材料・衛生材料の供給体制</li> <li>・麻薬小売業者免許の取得</li> </ul> <p>※在宅薬学総合加算 2 の場合はさらに下記もプラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アまたはイのいずれか 当薬局ではアが該当           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア、ターミナルケアに対する体制（医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備）</li> <li>イ、小児在宅患者に対する体制（薬学管理・指導の実績が年 6 回以上）</li> </ul> </li> <li>・2 名以上の保険薬剤師が勤務し、開局時間中は、常態として調剤応需の体制をとっている。</li> <li>・かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計が 24 回以上</li> <li>・高度管理医療機器の販売業の許可</li> </ul>

夜間・休日等加算・時間外等加算（時間外・休日・深夜）に関する事項	
夜間・休日等加算 時間外等加算 (時間外・休日・深夜)	<p>当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、夜間・休日等加算、時間外加算、休日加算、深夜加算の要件を満たす場合には算定することになりますので、ご了承ください。</p> <p>【夜間・休日等加算】</p> <p>当薬局では、平日19：00から、土曜日13：00から閉店まで。 祝日・年末年始（12/29～1/3）の終日</p>